

平成29年 2 月17日（金）

午後 1 時30分

議会棟 5 階 第 2 委員会室

教育委員会定例会

追 加 議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退 席 時 は ご 返 却 願 い ま す 。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第4号 市長からの意見聴取について

議案第 4 号

市長からの意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた平成29年3月市議会定例会に提出される次の議案については、異議がないものとする。

平成29年2月17日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

- 1 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 2 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例
- 4 平成28年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）
- 5 平成29年度寝屋川市一般会計予算（教育委員会関係分）

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長から意見を求められた平成29年3月市議会定例会に提出される議案について、協議を行い回答するため。

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」に改める。

附則第25項中「100分の1.2」を「、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35」に、「100分の80」を「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条、第3条の2関係)
給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 141,600	円 191,700	円 227,900	円 261,100	円 287,100	円 317,700	円 361,800	円 407,300
2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200	
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600	

48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300	
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600	
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900	
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200	
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500		
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800		
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000		
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200		
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200		
94		294,000	341,800				
95		294,400	342,300				
96		294,800	342,700				
97		295,000	342,800				
98		295,300	343,300				
99		295,700	343,700				
100		296,100	344,000				

101		296,300	344,300					
102		296,600	344,700					
103		297,000	345,100					
104		297,300	345,500					
105		297,500	346,000					
106		297,800	346,400					
107		298,200	346,800					
108		298,500	347,200					
109		298,700	347,700					
110		299,100	348,100					
111		299,500	348,400					
112		299,800	348,700					
113		299,900	349,200					
114		300,200						
115		300,500						
116		300,900						
117		301,100						
118		301,300						
119		301,600						
120		301,900						
121		302,300						
122		302,500						
123		302,800						
124		303,100						
125		303,400						
再任用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表の定めるところによる。

(1) 行政職給料表（別表第1）

(2) 医療職給料表（別表第2）

第3条第3項中「別表第2」を「別表第3及び別表第4」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（初任給調整手当）

第12条の2 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、月額250,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日（採用後規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第13条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については、1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養

親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第14条第1項中「該当する」を「掲げる」に改め、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項中第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るもの」に改め、「ない」の次に「場合においてその」を加え、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となつた場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等以外の職員が行政職8級職員等となつた場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第25項中「、6月に支給する場合においては100分の1.2、12月に支給する場合においては100分の1.35」を「100分の1.275」に、「、6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に改める。

附則第29項中「別表第2」を「別表第3」に、

「と、「係長の職務」とあるのは「(1) 主任の職務 を削る。

(2) 係長の職務」

別表第1中「給料表」を「行政職給料表」に改める。

別表第2中「級別基準職務表」を「行政職給料表級別基準職務表」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条、第3条の2関係）
医療職給料表

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 245,200	円 330,500	円 395,500	円 470,600
2	247,700	333,500	398,400	472,900
3	250,200	336,400	401,300	475,100
4	252,700	339,400	404,100	477,400
5	255,000	342,100	406,800	479,700
6	258,800	345,400	409,500	481,900
7	262,600	348,500	412,300	484,100
8	266,400	351,600	415,000	486,300
9	270,000	354,500	417,500	488,300
10	274,000	357,400	420,200	490,400
11	278,000	360,500	422,900	492,500
12	282,000	363,700	425,600	494,600
13	285,800	366,700	428,000	496,700
14	289,800	370,300	430,500	498,800
15	293,700	373,500	432,900	500,900
16	297,600	377,200	435,400	503,000
17	301,400	380,800	437,600	505,100
18	305,000	383,500	440,000	507,100
19	308,500	386,300	442,400	509,100
20	312,100	389,000	444,800	511,100
21	315,700	391,900	446,600	512,900
22	319,400	394,500	449,000	514,700
23	322,900	397,100	451,400	516,600
24	326,400	399,500	453,700	518,500
25	329,900	401,800	455,800	520,200
26	332,700	404,100	458,100	522,000
27	335,300	406,400	460,300	523,800
28	337,900	408,700	462,600	525,600
29	340,700	411,000	464,800	527,400
30	342,800	413,100	467,100	529,200
31	345,000	415,100	469,400	531,000
32	347,400	417,200	471,600	532,800
33	349,700	419,300	473,600	534,400
34	352,100	421,200	475,700	536,200
35	354,300	423,200	477,800	537,900
36	356,800	425,200	479,900	539,700
37	359,200	427,200	482,000	541,300
38	361,600	429,200	483,800	542,900
39	364,000	431,200	485,600	544,300
40	366,200	433,200	487,400	545,900
41	368,500	435,100	489,100	547,400
42	369,900	436,900	490,900	548,800
43	371,400	438,600	492,700	550,200
44	372,800	440,400	494,500	551,500
45	374,300	442,300	496,100	552,700
46	375,700	444,100	497,800	553,700
47	377,200	445,900	499,600	554,700

48	378,700	447,600	501,400	555,700
49	379,900	449,400	503,000	556,700
50	380,900	451,100	504,300	557,600
51	381,900	452,900	505,600	558,500
52	382,800	454,700	506,900	559,400
53	383,800	456,600	508,100	560,200
54	384,700	457,800	509,400	561,100
55	385,600	459,000	510,700	562,000
56	386,500	460,200	512,000	562,900
57	387,400	461,400	513,000	563,800
58	388,300	462,400	513,800	564,700
59	389,100	463,400	514,600	565,600
60	389,900	464,400	515,400	566,300
61	390,600	465,200	516,300	567,200
62	391,100	465,900	517,100	568,100
63	391,500	466,600	518,000	569,000
64	392,000	467,300	518,800	569,900
65	392,300	468,000	519,700	570,800
66		468,700	520,600	
67		469,400	521,300	
68		470,100	522,200	
69		470,500	523,100	
70		471,200	523,900	
71		471,900	524,800	
72		472,600	525,700	
73		473,000	526,500	
74		473,600	527,400	
75		474,300	528,300	
76		475,000	529,000	
77		475,400	529,800	
78		476,000	530,700	
79		476,600	531,600	
80		477,100	532,500	
81		477,700	533,300	
82		478,200	534,200	
83		478,700	535,100	
84		479,200	536,000	
85		479,600	536,800	
86		480,200	537,700	
87		480,600	538,600	
88		481,100	539,500	
89		481,600	540,300	
90		482,200		
91		482,800		
92		483,200		
93		483,700		
94		484,300		
95		484,900		
96		485,500		
97		486,000		
再任用 職員	295,400	337,800	392,200	465,200

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第3条関係）

医療職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師の職務
2級	医長の職務
3級	医療監の職務
4級	保健所長の職務

（寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年寝屋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の157.5」と」の次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」と」を加える。

第11条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	127,900
2	135,500

3	139,400
4	141,600
5	150,500
6	155,800
7	168,000
8	180,500
9	184,400
10	187,100
11	197,000
12	203,600
13	235,500
14	244,800
15	248,600
16	252,100
17	260,700
18	266,600

第4条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第22条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の157.5」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項から第7項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年寝屋川市条例第21号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第10項の規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第10項の規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後の給与条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を含む。）又は改正後の任期付職員条例の規定による給与（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料を含む。）の内払とみなす。

（給料に関する経過措置）

- 4 附則第1項ただし書に規定する日（以下この項において「改正条例一部施行日」という。）の前日から引き続き行政職給料表の適用を受ける職員（その職務の級が3級又は4級である者で、規則で定めるものに限る。）で、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成34年3月31日までの間、給料月額（平成26年改正条例附則第10項の規定による給料の月額を含む。）のほか、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）を給料として支給する。

- (1) 改正条例一部施行日から平成32年3月31日までの間 その者の受ける給料月額と改正条例一部施行日の前日に受けていた給料月額との差額に相当する額
- (2) 平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間 前号の差額の3分の2に相当する額
- (3) 平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間 第1号の差額の3分の1に相当する金額

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 5 改正条例一部施行日から平成30年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給

与条例第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）」と、同条第 1 項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第 1 号に該当する場合を除く。）」

と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 5 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている

職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与条例第14条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与条例第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（委任）

- 7 附則第4項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条 例等の一部改正

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例(昭和44年寝屋川市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

(寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例(昭和49年寝屋川市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に、「100分の77.5」を「6月に支給する場合においては100分の77.5、12月に支給する場合においては100分の87.5」に改める。

第4条 寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」を「100分の85」に、「6月に支給する場合においては100分の77.5、12月に支給する場合においては100分の87.5」を「100分の82.5」に改める。

(旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年寝屋川市条例第5号)附則第4項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例(昭和31年寝屋川市条例第16号。以下「旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例」という。)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の80」を「6月に支給する場合においては100分の80、12月に支給する場合においては100分の90」に、「100分の77.5」を「6月に支給する場合においては100分の77.5、12月に支給する場合においては100分の87.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例（以下「改正後の上下水道事業管理者給与条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(期末手当又は勤勉手当の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例、改正後の上下水道事業管理者給与条例又は改正後の旧教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寝屋川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第3条の規定による改正前の寝屋川市上下水道事業管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当又は第5条の規定による改正前の旧寝屋川市教育長の給与及び勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例の規定による期末手当、改正後の上下水道事業管理者給与条例の規定による勤勉手当又は改正後の旧教育長給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

寝屋川市立市民体育館条例の一部改正

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 年 月 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立市民体育館条例（平成 19 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会）

第 7 条の 2 指定管理者の候補者の選定について調査審議するため、教育委員会の附属機関として、寝屋川市立市民体育館指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

2 選定委員会の組織、運営その他選定委員会について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成28年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）

（歳出）

8 款 教育費
1 項 教育総務費

1 教育委員会 総務費	567,566	3,403	560,969	-	-	-	-	3,403
計	1,000,729	3,403	1,004,132	-	-	-	-	3,403

2 給料	311	[人件費等]	
一般職給	311	1. 人件費	3,403
3 職員手当等	2,623		
地域手当	37		
時間外勤務手当	13		
期末手当	42		
勤勉手当	2,531		
4 非消費	469		
共済組合負担金	462		
健康保険負担金	3		
厚生年金負担金	4		
	千円		千円

2項 小学校費

1 学校管理費	1,502,690	794	1,503,484	-	-	-	794
4 学校給食費	647,829	1,832	549,661	-	-	-	1,832

2 給料	320	【人件費等】		794
一般職給	320	1. 人件費		
3 職員手当等	417			
地域手当	38			
時間外勤務手当	2			
期末手当	40			
勤勉手当	337			
4 共済費	57			
共済組合負担金	7			
健康保険負担金	17			
厚生年金負担金	31			
介護保険料	2			
2 給料	196	【人件費等】		1,832
一般職給	196	1. 人件費		
3 職員手当等	1,387			
地域手当	23			
時間外勤務手当	2			
期末手当	25			
勤勉手当	1,337			
4 共済費	249			

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 国庫支出金 千円	地方債 千円	財源 その他 千円	一般財源 千円
計	2,371,397	2,626	2,374,023	-	-	-	2,626

3項 中学校費

1 学校管理費	742,338	683	743,021	-	-	-	683
計	1,273,631	683	1,274,314	-	-	-	683

4項 幼稚園費

1 幼稚園管理費	185,787	936	186,723	-	-	-	936
----------	---------	-----	---------	---	---	---	-----

節 区 分	説明 金 額	要 概 要
共済組合負担金	千円 217	
健康保険負担金	11	
厚生年金負担金	21	

2 給料	4	[人件費等]	
一般職給	4	1. 人件費	683
3 職員手当等	570		
地域手当	1		
時間外勤務手当	1		
初任手当	1		
励励手当	567		
4 共済費	109		
共済組合負担金	109		

2 給料	158	[人件費等]	
一般職給	158	1. 人件費	936
3 職員手当等	657		

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 国府支出金	補正額の財源		一般財源
					地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	519,927	936	520,863	-	-	-	936

節 区 分	説明 金額		事業 業 概 要	千円
	千円	17		
地域手当		17		
時間外勤務手当		1		
期末手当		20		
勤勉手当		619		
4 共済費		121		
共済組合負担金		121		

5 項 社会教育費

1 社会教育総 務費	372,117	1,427	373,544	-	-	-	1,427
3 図書館費	278,223	826	279,049	-	-	-	826

2 給料		99	[人件費等]		
一般職給		99	1. 人件費		1,427
3 職員手当等		1,120			
地域手当		11			
時間外勤務手当		12			
期末手当		12			
勤勉手当		1,085			
4 共済費		208			
共済組合負担金		206			
健康保険負担金		1			
厚生年金負担金		1			
2 給料		138	[人件費等]		
一般職給		138	1. 人件費		826

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 国府支出金 千円	定 財 源		一般財源 千円
					地方債 千円	その他 千円	
5 留守家庭児 童会費	663,841	3,507	667,348	-	-	-	3,507
計	1,523,159	5,760	1,528,919	-	-	-	5,760

節 区 分	税 明 金 額		事 業 概 要
	千円	千円	
3 雇員手当等	589	16	
地域手当		9	
時間外勤務手当		16	
期末手当		548	
通勤手当			
4 共済費	99		
共済組合負担金	70		
健康保険負担金	10		
厚生年金負担金	18		
介護保険料	1		
2 給料	1,312		[人件費等] 3,507
一般職給	1,312		
3 職員手当等	1,948		
地域手当	157		
時間外勤務手当	136		
期末手当	166		
通勤手当	1,489		
4 共済費	247		
健康保険負担金	84		
厚生年金負担金	156		
介護保険料	7		

6 項 社会体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 種 支出金	補正額の財源内訳		一般財源
					国庫支出金	地方債 その他	
1 社会体育総 務費	千円 67,910	千円 249	千円 68,159	千円 -	千円 -	千円 -	千円 249
計	135,251	249	135,500	-	-	-	249

節 区 分	説 明		事 業 概 要
	金	額	
2 給料	千円 26		[人件費等]
一般職給	26		1. 人件費
3 職員手当等	187		
地域手当	3		
時間外勤務手当	3		
期末手当	3		
勤勉手当	178		
4 共済費	36		
共済組合負担金	33		
健康保険負担金	1		
厚生年金負担金	1		
介護保険料	1		
計			

平成29年度寝屋川市一般会計当初予算(案)

平成29年度 教育費の状況

1. 当初予算(案)における「教育費」

(単位:千円、%)

	平成29年度 当初予算(案)	構成比	平成28年度 当初予算	増減額	対前年度比
一般会計	91,130,000	100	89,800,000	1,330,000	101.5
教育費	5,831,623	6.4	6,133,821	△ 302,198	95.1
特別会計	57,622,000	-	56,729,000	893,000	101.6
計	148,752,000	-	146,529,000	2,223,000	101.5
水道事業会計	5,785,000	-	5,474,000	311,000	105.7
下水道事業会計	12,113,000	-	11,383,000	730,000	106.4
合計	166,650,000	-	163,386,000	3,264,000	102.0

2. 教育費の「性質別構成」内訳

(単位:千円、%)

	平成29年度 当初予算(案)	構成比	平成28年度 当初予算	増減額	対前年度比
教育費	5,831,623	100	6,133,821	△ 302,198	95.1
投資的経費	325,496	5.6	618,812	△ 293,316	52.6
人件費	1,975,855	33.9	1,959,281	16,574	100.8
物件費	2,595,621	44.5	2,580,805	14,816	100.6
その他の経費	934,651	16.0	974,923	△ 40,272	95.9

3. 教育費の「項」別内訳

(単位:千円、%)

	平成29年度 当初予算(案)	構成比	平成28年度 当初予算	増減額	対前年度比
教育費	5,831,623	100	6,133,821	△ 302,198	95.1
教育総務費	1,079,223	18.6	1,008,132	71,091	107.1
小学校費	1,656,390	28.4	1,906,396	△ 250,006	86.9
中学校費	1,004,957	17.2	1,092,365	△ 87,408	92.0
幼稚園費	486,844	8.3	535,087	△ 48,243	91.0
社会教育費	1,459,988	25.0	1,455,887	4,101	100.3
社会体育費	144,221	2.5	135,954	8,267	106.1

平成29年度 当初予算(案) 目別

(単位:千円、%)

項	目	平成29年度		平成28年度		増減額	対前年度比
		当初予算	構成比	当初予算	構成比		
教育総務費	教育委員会総務費	584,806	10.0	565,044	9.2	19,762	103.5
	教育指導費	452,997	7.8	404,404	6.6	48,593	112.0
	教育研修センター費	41,420	0.8	38,684	0.7	2,736	107.1
	小計	1,079,223	18.6	1,008,132	16.5	71,091	107.1
小学校費	学校管理費	780,232	13.4	1,017,769	16.6	△ 237,537	76.7
	教育振興費	234,372	4.0	238,444	3.9	△ 4,072	98.3
	学校保健体育費	83,897	1.4	82,434	1.3	1,463	101.8
	学校給食費	557,889	9.6	567,749	9.3	△ 9,860	98.3
	小計	1,656,390	28.4	1,906,396	31.1	△ 250,006	86.9
中学校費	学校管理費	501,414	8.6	561,072	9.1	△ 59,658	89.4
	教育振興費	201,313	3.5	235,290	3.8	△ 33,977	85.6
	学校保健体育費	43,323	0.7	45,488	0.8	△ 2,165	95.2
	学校給食費	258,907	4.4	250,515	4.1	8,392	103.3
	小計	1,004,957	17.2	1,092,365	17.8	△ 87,408	92.0
幼稚園費	幼稚園管理費	196,953	3.4	200,947	3.3	△ 3,994	98.0
	教育振興費	289,891	4.9	334,140	5.4	△ 44,249	86.8
	小計	486,844	8.3	535,087	8.7	△ 48,243	91.0
社会教育費	社会教育総務費	360,762	6.2	377,675	6.2	△ 16,913	95.5
	成人教育費	29,107	0.5	26,952	0.4	2,155	108.0
	図書館費	284,771	4.9	279,037	4.5	5,734	102.1
	青少年教育費	80,233	1.4	76,362	1.2	3,871	105.1
	留守家庭児童会費	609,719	10.4	589,929	9.6	19,790	103.4
	公民館費	17,012	0.3	17,012	0.3	0	100.0
	エスポータル費	52,484	0.9	60,360	1.0	△ 7,876	87.0
	学び館費	25,900	0.4	28,560	0.5	△ 2,660	90.7
	小計	1,459,988	25.0	1,455,887	23.7	4,101	100.3
社会体育費	社会体育総務費	68,891	1.2	68,613	1.1	278	100.4
	社会体育施設費	26,318	0.5	26,032	0.4	286	101.1
	市民体育館費	49,012	0.8	41,309	0.7	7,703	118.6
	小計	144,221	2.5	135,954	2.2	8,267	106.1
合 計		5,831,623	100.0	6,133,821	100.0	△ 302,198	95.1

平成29年度 教育委員会事務事業概要(当初予算)

(単位:千円)

担当課	No.	取組(予算事業名)	事業概要等	事業費	財 源 内 訳				28年度 当初予算
					国	府	その他	一般	
教育政策 総務課	1	小中一貫校の設置	小中一貫校設置検討ワークショップ	50				50	0
	2	就学援助 (小・中)	就学援助事業に係る印刷 義務教育就学奨励費 特別支援教育就学奨励費 中学校夜間学級就学奨励費 小規模災害被災世帯に対する教科書支給	342,989	8,662	0	0	334,327	353,966
	3	教育委員会会議業務	委員報酬、教育委員会交際費、各負担金、旅費 教育委員会定例会・総合教育会議の開催	8,443				8,443	8,781
	4	教育委員会事務局管理業務	教育行政事務の点検及び評価会議 旧明德小学校校舎等の活用 他	16,768	30	20	9,579	7,139	2,896
	5	学校備品等の充実 (小・中)	小・中学校に係る管理運営 更紙、印刷機・IP電話使用料、放送設備 他	108,605	0	0	50	108,555	113,294
	6	学校環境整備業務 (小・中)	小・中学校の環境整備に係る学校用務担当職員賃金 小・中学校に係る光熱水費、芝生維持管理事業(小学校のみ) 他	389,992	0	0	170	389,822	416,024
施設給食課	1	学校園施設管理業務 (小・中・幼)	旧明德小学校の施設維持管理に係る経費 各種点検手数料、機械整備等委託料、 各小・中学校、幼稚園の施設維持管理に係る経費 各種点検手数料、機械整備等委託料、学校安全監視委託(小学校のみ)、維持補修 他	147,221	0	0	5,670	141,551	136,338
	2	学校園施設の経年化 対策 (小・中)	小・中学校の施設整備に係る経費 プール改修工事、屋内運動場屋根・床改修工事 各校営繕工事	297,495	0	0	200,100	97,395	572,495
	3	学校給食の運営 (小・中)	小学校給食の運営に係る経費 調理業務委託料、調理員アルバイト賃金、光熱水費 他 給食調理場の改修に係る経費 備品購入費 中学校給食の運営に係る経費 調理業務委託料 他	532,420	0	0	2,000	530,420	527,458
学務課	1	学校運営・管理業務	小・中学校の学事処理に係る経費 学務情報システム経費 印刷製本費、委託料 他	3,053	0	22	0	3,031	5,925
	2	学校規模の適正化	学校規模の適正化及び学校選択制の推進 印刷製本費	116				116	116
	3	教職員人事管理業務 (小・中)	「教職員の評価・育成システム」授業アンケートに係る経費 小・中学校教職員の健康保持に係る経費 定期健康診断等委託料 他	6,918				6,918	5,893
	4	きめ細かな学習指導の 充実	少人数教育推進事業、学力向上支援人材事業、少人数 学級推進事業 賃金、旅費、健康診断委託料 他	176,968				176,968	176,898
	5	幼児期の発達に応じた 教育の推進	特色ある幼稚園づくり事業、地域人材活用事業等 報償費、一般消耗品費、教材費 各幼稚園用教材・教材備品 他	2,478	0	0	0	2,478	2,641
	6	教職員研修、教育に関 する調査研究	幼稚園教員各種研修会 講師謝礼、参加負担金 他	246				246	256
	7	公立幼稚園運営・管理 業務	各種研究会等会費 各幼稚園に係る運営管理経費 アルバイト賃金、光熱水費、印刷機等使用料 他	45,618	0	0	19,416	26,202	46,444
	8	通学路の安全対策	通学路安全対策事業 交通指導員アルバイト賃金 通学路整備用修繕料、原材料 扶助費(宇谷小通学費) 他	64,957	3,850	0	3,151	57,956	69,298
	9	学校保健衛生の推進 (小・中・幼)	全国市長会学校災害賠償補償保険 児童・生徒定期健康診断、学校医報酬、シックハウス検 査、学校保健に係る運営経費(一般消耗品費、医薬材 料費) 日本スポーツ振興センター掛金(負担金) 市立校園PTA協議会安全共済会補助金 他	112,974	0	0	7,540	105,434	112,593
	10	就学援助(医療費) (小・中)	医療扶助費	6,337	1,877	0	0	4,460	8,591

(単位:千円)

担当課	No.	取組(予算事業名)	事 務 事 業 概 要 等	事業費	財 源 内 訳				28年度 当初予算
					国	府	その他	一般	
学務課	11	就園支援	就園奨励費用印刷 【私立幼稚園就園奨励費補助金】対象者 1,777人 【私立幼稚園保護者補助金】対象者 1,277人	288,218	88,751	0	0	201,467	332,304
教育指導課	1	特色ある学校づくり	ドリームプラン推進事業(特色ある中学校区づくり支援) 一般消耗品費、印刷製本費、郵便料、教材購入費等 教育活動支援人材報酬費、学校評議員等報酬費 他	21,170				21,170	21,170
	2	英語教育の充実	外国人英語講師派遣、英検受検料補助、イングリッシュ プレゼンテーションコンテスト、英語教育特別推進地域 研究発表会 他	64,127				64,127	62,985
	3	人権教育の推進	人権教育の計画的推進に係る経費 性教育副読本等印刷製本費 他	1,813				1,813	1,860
	4	確かな学力の育成	ICT活用の推進に係る経費、中学校休業日等学習支援 事業 他	59,616				59,616	71,584
	5	教育指導業務	市立小・中学校の教育活動向上のための指導・助言、 各種負担金 他	6,647	0	0	146	6,501	6,816
	6	児童生徒の支援	課題を抱える児童生徒の支援・相談活動 中学生サミット、学校司書 他	78,558				78,558	27,357
	7	支援教育の推進 (小・中)	教育的ニーズに応じた支援教育 支援学級就学指導及び検診 支援教育巡回指導医師報酬、児童指導員アルバイト・ 看護師賃金 教材・教材備品 他	99,115	0	4,150	0	94,965	85,747
	8	学校教材・教具等の充 実 (小・中)	学校管理運営に係る基本的な経費の充実 児童用図書、理科教具、学校教材、教材備品の修繕・ 購入 体育用備品・校庭遊具の修繕 他	90,696	2,000	0	0	88,696	118,920
教育研修 センター	1	教職員研修等の推進	教職員研修・教育研究員に係る経費、小中一貫教育推 進教職員短期留学旅費、寝屋川教育フォーラム開催に 係る経費、学習到達度調査委託料、ICT研修講師配置 事業委託料 他	20,750				20,750	20,877
	2	英語力の向上	英語村(英語力向上プラン)事業に係る経費	5,412				5,412	3,569
	3	教育支援	教育相談事業に係る経費、登校状況改善事業に係る経 費	2,587				2,587	2,908
	4	教育研修センターの運 営・管理業務	光熱水費、修繕料、電話料、各種委託料(清掃・警備 等)、各種負担金(全国教育研究所連盟等) 他	6,144	0	0	4	6,140	5,121
社会教育課	1	学習体制の充実	社会教育施策の推進 社会教育委員報酬・旅費、負担金 生涯学習施策の推進、生涯学習情報誌の発行 一般消耗品費、印刷製本費 他	1,659				1,659	3,191
	2	成人教育活動の充実	成人教育施策企画立案事業、日本語よみかき促進事 業、成人教育講座事業、まらのせんせい活用事業	3,011				3,011	3,173
	3	学習活動のための環 境づくり	中央公民館管理運営(指定管理者) エスポール管理運営(指定管理者) 学び館管理運営(指定管理者)	95,396	0	0	32	95,364	105,932
文化スポーツ 室	1	文化芸術活動の活性 化	文化振興会議、市民たそがれコンサート、市民文化祭、 寝屋川ミュージックデー、アルカスピアノコンクール、 ミュージカル「寝屋のはちかづき」、囲碁将棋活動推進 事業 他	21,054	0	0	6,325	14,729	23,925
	2	文化振興のための環 境整備	地域交流センター(アルカスホール)管理運営(指定管理 者) 池の里市民交流センター管理運営 (受付管理等委託料、光熱水費、体育指導員等アルバイト 賃金 他)	84,695	0	0	4,765	79,930	80,811
	3	文化財・地域文化資源 の保護と活用体制づく り	文化財保護審議会、国府市指定文化財の管理、国指定 史跡高宮廃寺跡活用調査、埋蔵文化財資料館管理運 営、ネットワークサイン・ルート環境整備 他	9,778	1,033	0	6	8,739	24,212
	4	生涯スポーツの推進	寝屋川ハーフマラソン事業、エンジョイフェスタ In なやが わ、市民ウォーキング 他	17,457	0	0	74	17,383	17,227
	5	競技スポーツの振興	市民体育大会 他	7,665				7,665	7,740

(単位:千円)

担当課	No.	取組(予算事業名)	事業概要等	事業費	財 源 内 訳				28年度 当初予算
					国	府	その他	一般	
文化スポーツ 室	6	スポーツ団体との体制 づくり	スポーツ推進委員報酬 他	2,741	0	0	178	2,563	2,776
	7	施設の整備・充実	学校体育施設開放事業 学校夜間照明設備管理運営 野外活動センター管理運営(指定管理者) 淀川河川グランド管理運営 市民体育館管理運営(指定管理者)	77,058	0	0	4,797	72,261	69,069
中央図書館	1	図書館機能の充実	図書・資料の貸出・返却、資料収集・保存、図書館電算 システムの管理 他	161,306	0	0	2,675	158,631	154,527
	2	読書活動の推進	読書普及啓発事業、障害者・高齢者・多文化サービス事 業 他	219				219	222
	3	子ども読書活動の推進	子ども読書活動推進事業、赤ちゃんに絵本を贈ろう事業 他	6,187				6,187	5,140
青少年課	1	地域ネットワークづくり	地域教育施策企画立案事業、地域教育協議会活動推 進事業、学校支援地域本部事業、学校安全体制整備推 進事業	8,452	0	2,094	0	6,358	8,495
	2	家庭教育力の向上	家庭教育施策企画立案事業、ねやがわ子どもフォー ラム事業、家庭教育サポートチーム派遣事業、家庭教育 学級事業、子どもへの暴力防止プログラム実施事業	17,644	0	2,568	0	15,076	15,465
	3	青少年リーダーの組織 の強化	青少年教育施策企画立案事業、青少年リーダー育成事 業(青少年リーダーの養成、青年祭、青少年居場所づく り)、成人式	27,661	0	17,001	0	10,660	30,690
	4	放課後の居場所の充 実	放課後子供教室、放課後校庭開放事業	31,921	0	3,621	0	28,300	26,954
	5	青少年健全育成団体と の体制づくり	青少年指導員会支援事務、寝屋川青年会議所支援事 務、PTA協議会支援事務、青少年健全育成事業	3,775				3,775	4,245
	6	放課後の居場所の充 実 (留守家庭児童会)	留守家庭児童会管理運営 アルバイト賃金、一般消耗品費 他 留守家庭児童会体制整備 施設整備事業 修繕料、備品購入費	221,831	41,199	41,199	139,433	0	235,692
合 計				3,808,031	145,402	70,675	406,111	3,185,843	4,140,621

※事業費には、人件費のうち報酬を含みます。また、アルバイト賃金共済費は含んでいません。

平成29年度 当初予算(案)主要事業概要(教育委員会関係)

施策名	事業名	平成29年度 当初予算額 (千円)	担当課等
就学前教育を充実する	1 ・ 特色ある幼稚園づくり	256	学務課
学ぶ力を育成する	2 ・ ドリームプランの推進	14,490	教育指導課
	3 ・ 英検受検料補助	6,716	教育指導課
	4 ・ 少人数教育推進人材	119,100	学務課
	5 ・ 学習到達度調査	12,298	教育研修センター
	6 ○ 英語村(英語力向上プラン)事業	5,412	教育研修センター
	7 ・ イングリッシュプレゼンテーションコンテスト	291	教育指導課
	8 ・ 教育活動支援人材の活用	5,040	教育指導課
	9 ・ 外国人英語講師の派遣	55,680	教育指導課
	10 ・ 学力向上支援人材の活用	24,810	学務課
	11 ・ 少人数学級の推進	33,058	学務課
	12 ・ 学校司書の配置	11,999	教育指導課
	13 ○ 中学校休業日等学習支援	52,036	教育指導課
	14 ・ 子どもサポート会議	240	教育指導課
	15 ・ スクールソーシャルワーカーの配置	3,360	教育指導課
	16 ・ 児童生徒支援人材	46,091	教育指導課
教育環境の整備・充実を図る	17 ○ 小学校給食調理業務委託	145,964	施設給食課
	18 ○ 中学校給食調理業務委託	258,390	施設給食課
	19 ・ 私立幼稚園保護者補助	27,935	学務課
	20 ○ 私立幼稚園就園奨励費	260,254	学務課
	21 ○ 多子世帯等への市立幼稚園保育料支援	0	学務課
	22 ・ 芝生の維持管理	1,929	教育政策総務課
	23 ・ 通学路安全対策	7,000	学務課
	24 ○ 義務教育就学奨励費	329,124	教育政策総務課
	25 ○ 特別支援教育就学奨励費	13,045	教育政策総務課
	26 ◎ 旧明德小学校校舎等の活用	15,387	教育政策総務課
青少年の健全育成を推進する	27 ・ 地域教育協議会の運営	4,800	青少年課
	28 ○ 放課後子供教室	31,418	青少年課
	29 ・ 青少年リーダーの養成	8,943	青少年課
	30 ・ 青少年の居場所づくり	23,641	青少年課
	31 ・ 家庭教育サポートチームの派遣	12,645	青少年課
	32 ○ 子どもへの暴力防止プログラム実施事業	3,380	青少年課
生涯学習を充実する	33 ◎ ビブリオ講座の開催	50	中央図書館
	34 ◎ 読書通帳の配布	1,250	中央図書館
文化の振興を図る	35 ・ アルカスピアノコンクール	7,914	文化スポーツ室
	36 ・ 国指定史跡高宮廃寺跡活用調査	2,096	文化スポーツ室
	37 ◎ 囲碁・将棋活動推進事業	1,283	文化スポーツ室
スポーツ活動を推進する	38 ・ 寝屋川ハーフマラソン事業補助	10,000	文化スポーツ室
	39 ・ エンジョイフェスタinねやがわ	7,000	文化スポーツ室

※ 事業名欄の「◎」は新規事業、「○」は拡充事業、「・」は継続事業を示しています。